様式第３

車検を受ける皆様へ

平成１８年６月から、都道府県公安委員会（警察）が放置駐車違反の車両の使用者に放置違反金の納付を命ずる制度がスタートし、この命令を受けたにもかかわらず、放置違反金を支払わないまま都道府県公安委員会から督促を受けた方は、これを納付しなければ、当該命令に係る自動車の次回の車検（継続検査又は構造等変更検査）を完了することができないこととなりました（道路交通法第５１条の７第１項及び第２項）。

したがって、放置違反金を滞納されている方は、速やかにこれを納付し、その証明書を車検に際してご提示いただくようお願い申し上げます（納付いただけない場合は、法令の規定により、都道府県公安委員会が行う滞納処分の対象となります。）。

納付書をお持ちでない方は、再発行いたしますので、各都道府県警察本部交通部にお問い合わせ下さい。

また、車検業務を円滑に完了するため、自動車整備事業者が皆様及び皆様のお車に関する情報を警察に照会し、必要な確認を行う場合には、以下の同意書が必要となります。

皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

警　　察　　庁
国　土　交　通　省

同　　意　　書

年　　月　　日

（自動車整備事業者名）　御中

この度、継続検査等の申請を貴社（店）に依頼するにあたり、貴社（店）が私及び私の自動車**（番号標の番号：　　）**に係る放置違反金の滞納の有無に関する情報を（自動車整備振興会を通じて）警察に照会・確認することに同意します。

使用者のお名前（社名）　　印

放置違反金滞納情報照会書（自動車整備事業者用）

年　　月　　日

京都府警察　殿

上記の同意書に係る自動車について、道路交通法第 51 条の７第２項の規定による自動車検査証の返付拒否の対象となっているか否か、対象となっている場合は当該自動車検査証の返付拒否の原因となっている放置駐車違反の違反番号を回答願います。

認 証 番 号 ：
整備事業者名：　　印
電　　話：　　－　　－
Ｆ　Ａ　Ｘ：　　－　　－